

---

平成25年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成25年12月17日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

平成25年12月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(15名)

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
6番 中本 博明君	7番 松井 岑雄君
8番 今元 直寛君	9番 尾元 武君
10番 平野 和生君	11番 吉田 芳春君
12番 濱本 康裕君	13番 新山 玄雄君
14番 小田 貞利君	15番 魚原 満晴君
16番 久保 雅己君	

---

欠席議員(1名)

5番 荒川 政義君

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 利雄君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君 代表監査委員 …………… 西本 克也君

副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	星出 明君
産業建設部長	……………	佐川 浩二君	健康福祉部長	……………	川口 満彦君
環境生活部長	……………	奈良元正昭君	久賀総合支所長	……………	松村 正明君
大島総合支所長	……………	福田 美則君	東和総合支所長	……………	藤山 忠君
橘総合支所長	……………	吉村 昭夫君			
会計管理者兼会計課長	……………				岡本 洋治君
教育次長	……………	西本 芳隆君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
財政課長	……………	中村 満男君			

午前9時30分開議

○事務局長（西村 利雄君） 一同、礼。

○議長（久保 雅己君） おはようございます。荒川政義議員から欠席の通告を受けております。

1 1日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

### 日程第1. 一般質問

○議長（久保 雅己君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は3名であります。通告順に質問を許します。8番、今元直寛議員。

○議員（8番 今元 直寛君） 8番の今元でございます。質問の前に、町長御苦勞さんでございました。まさに飛行機がなせるわざだと思います。東京のお元気な姿こちらで見させていただきまして、皆さん心強く思っております。御苦勞さんでございました。

それじゃ、一般質問に入らせていただきます。

「周防大島町空き家等の適正管理に関する条例」について質問をさせていただきます。

この条例は、平成24年9月の定例議会で制定されまして、半年の猶予期間の後、本年4月1日より施行されました。本条例が制定されましたのは、平成20年、平成23年と本会議におきまして高齢化した家屋は何かかならないか、危険な老朽空き家対策については何かかならないかななどの同僚議員からの一般質問がなされたことに始まります。空き家所有者に管理責任を持たせる条例をつくる必要があると提言されました。

時の議長により、地域活性化特別委員会に対して条例化に向けた調査研究をするようにとの指示を受けてスタートいたしましたところでございます。この条例の制定に当たっては、高齢化が進む我が周防大島町においては、老人いじめになるのではないかと、あるいは言葉は悪いですが、村八

分をつくるのではないかと、いろいろ御批判の意見もちょうだいいたしておりますが、それ以上に地域の皆様が管理不全な老朽家屋のために被っている生活環境の悪化、生活安全上の問題、景観上の問題等々のほうがより重要な課題と考えまして、これをつくるに至りました。

爾来、委員会におきましては、11回に及ぶ地域活性化特別委員会での審査、さらに先進地の視察、また慣れない法制執務に関する仕事がございましたので、同委員会と執行部との間でのたび重なる協議を行ってまいりました。そうして、議員発議により制定された条例であることは、御案内のとおりであります。

ちなみに、ちょうどこの話が持ち上がった当初、約2年半、3年ぐらい前ですか、その段階では全国でこの条例を制定している自治体は本当に数えるほどしかございませんでしたが、ちなみに今現在では、10月1日現在で全国で272件、山口県内におきましても11市町がこの条例を制定して、運用に当たっておるという現状でございます。

以上でございます。

それでは、詳細の質問、本条例が施行された後の詳細な質問をさせていただきます。

まず1番目でございますが、この条例はどのような方法をもってして町民の皆様に周知させておるのでございましょうか。町民の皆様には、十分周知されていると思っておられますか。

2番目といたしまして、空き家の所有者のほうからの問い合わせがありましたでしょうか。しからは、その内容はこういったことございましょう。

3番目といたしましては、この条例の窓口、こちらの行政の方の窓口はどちらになりますか。また、この運用に当たりますと、具体的にはどういう流れをしているのか、この辺をお教え願いたいと思います。

また、苦情等正式な情報提供、これが何件あったのか、この件数もお知らせいただきたいと思っております。

5番目といたしまして、提供された情報の内容ですね。実際に実態調査までやったもの、あるいは実態調査をして、結果管理不全と認められた実際の戸数は各何戸あったのか。

また、6番目といたしましては、実態調査の結果で助言、または指導した実際に件数はどの程度、何件あったのかをお示しいただきたいと思っております。

また、実態調査の結果で管理不全と認められる家で、いわゆる所有者が不明の家があるかとも思いますが、その件数はどの程度でございましょうか。

また、勧告をした件数はあったのかどうか、その件数、数もお知らせいただきたいと思っております。

9番目といたしましては、取り壊した家屋がございすけれども、この取り壊した家屋で、いわゆる行政のほうからの指導、監督があつて壊したもの、あるいは集落、部落といいますか、町内会のほうからの苦情等で自主的に取り壊した物件、これがどのぐらい、何件あるのか、この辺

もお示しいたきたいと思います。

そして、10番目といたしまして、この条例は公共施設、これにも適用するという形で作ったものでございますので、この間に公共施設もこれに抵触して壊したものがあれば、それも教えていただきたい。

11番目といたしまして、この我が周防大島町以外の自治体で、この空き家適正管理に関する条例を制定しておりますけれども、我が条例とどこか相違点があるのか、そうであれば教えていただきたいというふうに思います。

また、12といたしまして、現時点でのこの条例、この空き家条例ですね、これの問題点はどいういった点にあるのかということをお示しいただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今元議員さんの「周防大島町空き家等の適正管理に関する条例」についての御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

この条例をどのような方法で町民の皆様に周知をさせたのかということの御質問でございました。

平成24年の10月号の広報すおう大島におきまして、条例の制定と平成25年の4月の広報すおう大島におきまして、4月1日からの施行にともない条例の骨子とか、または空き家所有者の皆さんへのお願いの掲載、また、4月に開催いたしました各地区における行政連絡員集会、この行政連絡員集会や自治会長さんの集會もございましたが、これらにおいてこの条例の制定の経緯とか、また制定の目的、そしてまたこの条例の骨子などにつきまして御説明をさせていただきました。

なお、広報すおう大島は町のインターネットホームページでもごらんになれますので、そちらで見ていただいたという方もおられるのではないかと考えております。

町民の皆様に十分な周知がされていると思うかという御質問でございますが、この広報の中身というのは、結構たくさんの方々が詳細に見ていただいていると思っておりますが、十分に周知されておるかどうかっていうのは、私たちもなかなかその把握できにくいところでございますが、しかしながら現に各総合支所とか、総務課のほうへもいろいろ相談が入っておりますので、相当周知がされているのではないかとこのように思っているところでございます。

2番目の空き家の所有者の方からの問い合わせがあったのかどうか、またその内容についてはどういった相談なのかということでございますが、ことしの4月から空き家条例が施行されましたが、「持ち家が空き家となっている。周りの家には迷惑をかけていないが、解体をしなければいけないのか」と、また、「隣の家が空き家でトタンや瓦が飛んできそうな状態になっている」と、

「空き家条例が施行されましたが、どうにかならないか」というような問い合わせはあっております。内容については、その問い合わせとかの内容でございます。

この条例の担当窓口をどこにしているのかと、また、運用はどのように行われているかという御質問もございました。空き家の適正管理は、所有者や自治会、町が相互に連携して推進をするということになっておりますが、まずはその地区の自治会とか、または近所の皆さん方が、空き家の所有者に対しまして適正な管理や有効活用を要請するという事などで、まず第一弾的には解決に努めていただくということにいたしております。

しかしながら、その要請にもかかわらず適正な管理が行われない空き家につきましては、自治会等から町のほうに情報を提供していただきます。この情報提供につきましては、各総合支所が受け付けをしておりますが、この情報に基づきまして受け付け簿の作成を行い、空き家の外観調査とか、または施錠がされておるかどうかという確認を行います。その結果、空き家等が管理不全の場合には、口頭または文書で助言という形で行っておりますが、それでもなお助言をしても是正されない場合には、指導書により指導を行うということにいたします。

それでもなお是正されないという場合には、今度は総合支所から総務課に移しまして、総務課において所有者に対し必要な措置を講ずるよう改善期限を定めまして勧告を行い、なお改善しない場合には、空き家の所有者の住所とか氏名、または空き家の所在地及び建築物の概要を公表するという事となっております。

現在までのその自治会等からの情報提供、これを件数につきまして申し上げておきたいと思いますが、11月末現在の情報提供は、大島総合支所で8件、久賀総合支所で3件、東和総合支所で5件、橘総合支所で2件というふうになつておるわけでございます。合計いたしますと18件というふうになります。

その情報提供の前に、まずは相談があるわけですが、相談件数は各総合支所合計いたしますと16件ということで、相談16件、情報提供18件、合わせますとこの11月末現在34件の相談とか情報提供が行われておるわけでございます。

その情報の内容、実態調査の結果、管理不全な戸数というような支所別にどのような情報内容かということで御質問がございましたが、情報内容につきましては、いずれも家屋倒壊の危険性があるというものでございまして、11月末現在の管理不全な戸数は、大島総合支所で8件、久賀総合支所で3件、東和総合支所で5件、橘総合支所で2件ということになっております。

実態調査を行った結果、助言とか指導をした件数でございますが、同じ11月末現在でございますが、助言、または指導した件数は大島総合支所で7件、久賀総合支所ではゼロ、東和総合支所で2件、橘総合支所ではこの助言、指導はゼロということで、4支所を合計いたしますと9件の助言、指導をしたという実績があります。

該当する空き家の所有者が不明であるという、その不明者の件数とその対応について御質問がございました。11月末現在の所有者で不明の所有者の件数は、大島総合支所では1件、久賀総合支所でも1件、東和総合支所で3件、橘総合支所で2件ということになっております。

なお、対応といたしましては、当該その空き家に連絡依頼書を貼付、張りつけをいたしておるわけでございます。連絡依頼書を貼付した件数でございますが、大島総合支所では1件、久賀総合支所で1件、東和総合支所で3件、橘総合支所で2件の合計7件の連絡依頼書を張りつけて、連絡を待つということにいたしておるところでございます。

そして、その次の段階で勧告をした件数ということでございますが、今現在のところまだ勧告までしたという件数はございません。

次に、取り壊した家屋のうちで指導、勧告によるものと自主的な解体のその件数はどうかということでもございましたが、11月末現在で指導によりまして解体をした件数が、大島総合支所では1件、東和総合支所でも1件、久賀、橘ではその指導により解体した件数はございません。

同じく11月末現在でございますが、各総合支所で相談を受けて、自主的に解体した件数でございますが、これは大島総合支所では2件、久賀総合支所でも2件、東和はなくて橘総合支所で3件ということになっております。

指導、助言の件数でございますが、先ほどの累計的に申し上げますと、大島総合支所では指導が1件、助言が2件、自主的な解体が2件、久賀総合支所では自主的な解体が2件、東和総合支所の管内では指導が1件と助言、自主的な解体はございません。橘総合支所では指導、助言はありませんが、自主的な解体が3件ということになっております。

公共施設の取り壊しの件数でございますが、公共施設で本年度既に取り壊した件数は6カ所で13件、ほかに本年度中にまだ取り壊す予定の件数は3カ所で3件でありまして、合計で9カ所16件を取り壊す予定といたしております。

取り壊した施設の名称でございますが、中瀬田の教職員住宅、小松教職員住宅、大平住宅、庄南住宅、旧東和庁舎、旧沖浦中学校であります。

今申し上げました部分につきましては、まだ今から本年度中に解体するというのが中塚住宅と棕野の取水施設と大島支所の第4分団の消防機庫、これが今から取り壊すという予定になっているところでございます。

周防大島町以外の自治体で空き家等の適正管理に関する条例、このような条例の制定の実態と、ほかの市町の相違点はどうかという御質問でございました。いろいろな要件があると思いますが、勧告に従わない場合は命令をすとか、または強制代執行をする、または反対に今度はその解体費の助成をするというふうな規定をした条例も見受けられます。

そこそこでいろいろ実態がありますので、例えばその助成のことにつきましても、景観条例と

リンクさせて助成をするというふうなところもございますし、またそういう既にその景観上、ここは残さなければならないというふうな景観の部分については、そういうふうな修繕とかまたは改修とか、その解体とかへの助成が出ておるといふようなものが、一体的になされておるといふふうな条例も見受けられるところでございます。

現時点で周防大島町の空き家条例の問題点はどういうことだろうかという御質問がございました。問題点をちょっと私たちも考え上げてみましたが、個人の財産の管理に対して行政がどこまで関与すべきかということは、非常にこの条例を実際に運用する中でも、やはり問題になってくると思っております。

もう一つは、家屋を解体し更地にした場合に、土地に係る固定資産税の軽減措置が受けられなくなるということがございます。言うなれば、その土地の固定資産税の軽減がなくなるということは、固定資産税額が高くなるということになります。この問題は、よく指摘をされるところでございます。

そして、次に空き家の所有者の連絡先が把握できないという問題もございます。これは例えば相続関係が複雑になっておまして、実際に今の現管理すべき所有者がどなたになっているのかとか、またはどこにおられるのかということがわからないというのは、実はその個人情報保護との関係もございますが、なかなか町が知り得たことといいながらも、それを公にすぐできないというふうなこともございまして、その連絡先がなかなか把握できないという問題もございます。

空き家条例が施行されたことによりまして、隣近所、地域で解決すべき問題であるにもかかわらず、それを町が解決するというふうには、——どういいますか、ちょっと拡大解釈といえますか、いや、この条例ができたんだから、もうこれは空き家の不適正な管理については、その地域がみんなで協力してやるんじゃないかと、町に持っていったらいいんだよというふうな、ちょっと他人任せのような状況に言われる方もございまして、いや、実はそれは違うんですよということは説明してるところでございますが、そのようなことが若干問題ではないかなというふうにも思っております。

また、解体費用についても、公費でもうこれは負担するんだというふうには解釈をされておる方がおられるようにも思っております。条例を読んでいただければ、そのことは全くないんですが、しかしながらその空き家条例で町が今度は取り組むんだというふうなことだけを取り上げて、解体費用についても町がやるんじゃないかというふうな方もおられる、これも一つの問題だと思っております。

しかしながら、この条例の施行によりまして、住民の方々が空き家の適正管理というものに非常に認識を持ち始めて、解体の件数が増加したようにも見受けられます。少しずつではありますけど、効果があらわれているのではないかとこのように思われます。

一例を申し上げますと、これは余りこちらの地元に戻っておられない方で、県外に在住しておられる方が、町のほうに連絡をとって、「状況、事態もあんまりよく把握してないんだが、周りに迷惑がかかっておるんじゃないんじゃないだろうか、見てもらえんか」というふうなこともありまして、直接町がそういうことをしておりますが、自治会長さんを紹介したり、そのような形で実際にこの条例ができたことによって、そういう注意喚起が起こされておるといのもあると思っております、これはこの条例の大きな成果ではないかというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） 最初に、この条例は皆さんに周知されてるかどうかということの質問をさせていただきましたけれども、やはりこの条例の根本的な精神としましては、まずはその地区の皆さんの意識によって、解決するものを解決した上で、それをできないという段階で町のほうに、上のほうに上げていくということでございます。

ただ、それも誤解されている点が多々あるということは事実だと思います。だから、そういった面ではこの条例の根本的な考え方を知らしめる、周知徹底させる行為は、今後も続けていかないといかんのではないかなというふうに思っております。

それと、私も言いました、とにかく最近空き家を取り壊されたというのを多々目にしておりますので、これは何らかの効果があつたんじゃないかなという、私もそういうふうに思っております。

それで、我がこの条例で不足してる部分は何だろうかということをつらつら考えますに、この秋の国会における臨時国会でございますけれども、まず自民党のほうの議員連盟が空き家対策推進議員連盟でございますけれども、この議員連盟でこの空き家の対策を取り上げて、これを議員立法にしようかということが出ておりました。実際にはいろいろあつたんでしょう、今回提案されてないんじゃないかなと思いますが、その内容は、空き家の所有者に対しての自主的な撤去を促す法案という内容でございます。

先ほど椎木町長のほうからも出ましたが、この空き家、あるいは家屋を倒した場合、200平米以下の宅地に関しては、これは税金が固定資産税が優遇措置から外れて、もとの金額に戻り、いわゆる増額になる、増税になるということでございますので、これを自主撤去した場合は、固定資産税を軽減する期間を一定期間設けるとい、そういう法案の案を提出する予定になっておったようでございます。

そして、市町村に関しては、これを調査権、あるいは命令権ですね、この辺までつけていきたいというふうな国会での動きがあつたのも事実でございます。

そして、福岡市でございますけれども、これは「空き家倒壊による被害防止に関する条例」と



というのが、この9月に制定されております。内容は私どもと同じような空き家条例に似たものでございますけれども、これは改善命令に従わない場合は、この固定資産税の軽減措置から外して、税金はそのままにしておくという、除外するというこのようでございます。これは実際に9月で施行されております。

ということで、いろんな今後とも私どもが空き家を解体する上において、町としてやるべきことが多々残っているんじゃないかなと思います。

それで、固定資産税の問題ですけれども、これは町長のほうの権限でいかようにもできるんじゃないかなと思いますんで、例えば解体した場合には向こう何年間かは今の軽減の税率でいきますという形を押し出しても、できるんじゃないかなと思いますが、その点はいかがでございますでしょうか。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の今元議員の御質問でございますが、まずはこの条例も他の市、町の条例につきましても、大体そういうのが多いと思いますが、まずはやっぱりその地元の方々、そしてまた近隣、そして自治会というところで解決していただくという努力義務を課せるのが一番いいんだろうと思います。

そういうことのためには、まさにこの条例ができたということがきちんと周知されなければならない、その周知徹底が必要だということも、まさにそのとおりだと思います。時期を見ながら、また繰り返して周知徹底を図るようにしたいと思いますし、また新年度になりますれば、各自治会長さんの集会とか、また行政連絡員さんの集会等もございますので、またそこでもこの条例の骨子なり、またはその制定の趣旨等につきましても、十分説明をしまいたいというふうに思っております。そういうことによって、この制定された条例が効果が出てくるというふうにも思うところでございます。

例のその今国の国会議員の議員連盟のほうで、空き家対策についての法的整備をしようという動きがあるということは、私たちもお聞きをいたしておりまして、しかしながら、この議員連盟がいろいろ考えておられるその法整備につきましても、やはりその根幹は自主的な撤去を促すというものであろうというふうに思っております。

そうした中で、固定資産税の個人住宅が建っているところにつきましてもその軽減の措置が、これが解体すれば当然個人住宅でなくなるわけですから、その固定資産税が軽減が受けられなくなるということは、これはまさにそのとおりでございます。それが今福岡県のほうの被害防止に関する条例等では、その軽減を継続させるということとか、またはそれを例えば反対に解体しない場合には、軽減をするのを停止するというふうなこともあるようにというふうになら、御質問がございました。

これは、町長のその課税権もあると思いますが、地方税法上のこともございますので、ここに つきましては、またもう少し詳細な研究をしてみたいというふうに思っているところでございます。

まだまだ各全国では、いろいろなそういうふうな空き家とか廃屋に対することが、やっぱり全国で非常に問題になってるということでございますので、他の市町村のその制定されたその条例等につきましても、検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） ありがとうございます。本年度の町長の施策の一つで、定住問題ということが取り上げられております。この定住の促進と、この空き家条例っていうのは完全にリンクしてるというふうに私は思っております。

というのは、この条例はあくまでも廃屋になった家屋を取り壊してしまうというだけのものではなくて、まず廃屋にする前、あるいは空き家になったものを廃屋にしない、そういう条例だと思います。それによりまして、この空き家というのが、今周防大島町における非常に大きな地元の資源というふうにとらえていけばいいんじゃないかと思えます。

この資源をもって、定住を促進していくという上では、この空き家を廃屋化しないということに重点を置かないといけませんので、その段階では今この条例を拡大解釈して、空き家に対して、あるいは行政のほうが目を配っておく必要があるのではないかと。また、そういうものに対する、そういう家屋に対して直接そういう担当員をつけてやる必要もあるのではないかなというふうに思いますが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まさにその空き家の問題は、定住の問題と大きくリンクしているという御指摘でございます。まさにそのとおりでろうと思っております。

定住促進の問題につきましては、周防大島町の一番大きな課題の一つだというふうにも考えておるところでございまして、その定住促進を考えるときに、いつもよく言っておりますが、その食と住ということで、その働くところ、経済的自立を図ること、もう一つは住むとこということがなければ、いかにこの大島がいいところだから、ここで定住しようと思っても、できないということが大きなことでございます。

そうした中で、特に空き家はたくさんあるのに、なかなか住むところがないという問題と、両方が現実的にあるということでございますが、その空き家についても、そのまま放置すれば廃屋になってしまうというのは、まさにそのとおりでろうと思っております。

それで、今回の条例にもありますように、廃屋を取り壊すというのも、この条例の大きな趣旨の一つだろろうと思っておりますが、もう一つはその廃屋にしないということも、非常に大切だと

思っております。廃屋にしない条例として、適正に管理される住宅として、そしてそれを定住のための賃貸とか、貸借とかというふうな住宅として貸し借りの対象として提供できれば、また定住を促進をするためにも非常に大きな効果があるのではないかというふうにも思っております。

そこで、今町で別の事業でございますが、廃屋にしないためにということで、今現在そのリフォームの改修の助成を行っております。

しかしながら、これにつきましては、今現在ここに住んでおられる方を対象に今改修を助成しようということになっておるわけでございまして、後にまた別の議員さんから、このリフォームの条例につきましては質問があるようでございますので、そこでもお答えをしたいと思います。今現在のこのリフォームの助成の事業につきましては、これは一つは経済対策といえますか、地元の工務店さんや、または設備屋さん等の仕事を起こしていこうという一つの経済対策と、もう一つは良好な住環境で生活をしていただきたいという、その側面がありましたが、しかしながら、それは地元に住んで、みずから住んでおられるその家屋のリフォームでございまして、これをもう少し範囲を広げてはどうかというふうな御質問をいただいておりますので、それは今新年度に向けて検討しようというふうに思っておりますが、そのようなことで、今現在空き家になっておるところが、仮にその改修等から適正な管理がされ、そしてその住宅を定住をしたいという方に提供できるということになれば、たくさんの空き家があるわけでございますので、そこまでいけば非常に住宅がないということの解決策にもなるのではないかというふうに思っております。

問題点とすれば、そこに大きな問題があるんだろうと思いますが、今現在その廃屋に近い状態になっておるといふことにつきましては、やはり今、今回のこの条例を適正に運用し、そしてまた解体してその環境整備を図っていくということが、非常に大切だというふうに思っております。この条例の適正な運用については、もっともっと効率的な運用ができるように、私たちが研究してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） 空き家の有効利用の話が出ました。それで、過去いろいろ皆さんから御意見を聞く中で、なぜその空き家を新しい住宅として提供できないのかという問題でございまして、まず中にいろんな荷物がある、仏壇がある、それから盆正月にはたまに帰ってくるというふうな問題がございまして。

そこで、この空き家条例と絡んだ考え方ですけれども、要はこの中にあるものですね、これを一旦どこかに引き上げてあげるといふ方法を町のほうで便宜を図るといふ方法をとれば、多少なりとも解決するんじゃないかというふうに思います。

1つの案としまして、大島には御承知のように休校、廃校になった校舎がたくさんございます。こういう校舎を利用して、一旦そこにいろんな家財道具をそこに格納してもらおうと。そして、き

れいさっぱりしたところに改めて住んでいただくような住宅として利用していただくという方法も、一つの方法ではないかと思うんですが、ちょっと拡大の解釈ですけれども、こういう学校廃校の跡地を、そういった倉庫がわりに使えないかどうか、その辺をひとつ御質問をさせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 空き家はたくさんあるのにもかかわらず、その貸し借り、貸借が進まないということの要因として、今上げられましたが、家財がまだ置いてあるんだということ、特に仏壇などが置いてあれば、それは特にそうだろうと思いますが、それともう一つは、お盆とかお正月には時々帰ってくるんだよと、時々は利用しちよるんじやというような家庭もあるように思います。

そのようなことで、空き家調査等もたくさんの件数を行い、なおかつ活用できるっていう状況も把握しながら、なかなかその空き家バンク等に登録をお願いしてもできない、やっていただけないということがたくさんあります。だから、皆さん方のその近隣でもたくさん空き家はあると思いますが、なかなかそれが借りたい人はおっても、借りられないというのもしっかりあるように思います。

その一つの要因が、今御指摘があった家財道具が置いてあるということであると思います。非常に信頼関係があれば、家財道具をどこか一部屋にまとめておいて、そして後の部屋を利用していただくという方法もできないことはない、そういうふうなことにやっておられる方もあるというふうにも聞いておりますが、しかしながら、家財がそりゃないほうが気兼ねなく活用できると思います。

その一つの方策として、一時保管の場所として、倉庫の場所として休校しておる学校の教室なり廃校となっておる学校の空き教室を、そのような倉庫として活用してはどうかという御提案をいただきました。

以前にもこのお話はお聞きしたことがあると思いますが、私たちがまだきちんと整理がつけられていないというのにつきましては、個人の財産をお預かりするということになりますと、その今度は預かったほうの管理責任ということにつきましても、相当問題が起こるのではないかとということと、もう一つは都会ではきちんと貸し倉庫というのはたくさんございまして、それは月々幾らというその預かり料をいただいてから、それを生業としておるようなところも当然あると思いますが、しかしながら町でそのことを始めるといたしますと、当然その貸し料といいますか、保管料ということになるのか、そのこともございますし、もう一つは一番危惧をしておるのは、例えばその倉庫業としての業態でないわけですから、例えばそれを将来にわたってずっと置かれてしまって、個人の財産ですから、手もつけられないという状況になることを、一つは恐れてお

るということもあると思います。

当然、すごく資産価値のある物を、そういうところに預けるっちゅうことはなかなかないんだらうと思いますが、そういたしますと、これをきちんとした形でお預かりするっていうことになると、契約上の問題、または今の保管料の問題等も含めて、きちんとやらなければならないと思いますが、中にはそう余り重要でないものを預けたままで、そして例えばもう一つまた次の代が変わってしまうというようなことになったときに、今度はその家財道具をどう処分したらいいのか、または取りに来てください、のけてくださいと言っても、今度はそれがずっと放置されるというふうな状況になってしまうと、それはまた一つの大きな問題として残るのではないかというふうに思います。

そういう形になりますと、重要なものは預かりますが、そうでないものは預かりませんというふうになりますと、そこを選別するというようなことも、町のほうがそのことをやるとやり始めると、非常に煩雑になるのではないかということもございます。

きちんとした管理運営ができれば、それはそのようなことで、家財道具があることによって、その貸し借りができないということの阻害要因になっておるのであれば、そのことを取り除くということは確かに大事なことだと思いますが、その受け入れ先が町の廃校跡地とか休校の跡地にするということになりますと、それはもう少しきちんと精査をしなければ、なかなか簡単に一時保管させますよという話になると、将来また今度はそれを、個人の財産をどういうふうにもきちんとお取り引きいただくかということが問題になってくるということもありますので、そこら辺はもう少し詳細な検討を加えてみていただきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） ありがとうございます。いずれにしましても、この条例ができたということに関しましては、執行部、町長も私もより一歩前進ということで解釈してよろしいかなというふうに思います。担当のほうの一人としましても、非常に安堵しているところでございます。

きょうは4月1日に施行されてから、今日に至るわずかな年数でございますけれども、この間の町の取り組み、それから町民の皆さんの考え方、これがわかってまいりましたので、非常にいい機会を与えていただいたというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 以上で、今元議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 次に、9番、尾元武議員。

○議員（9番 尾元 武君） それでは、私のほうから通告をさせていただきましたふるさと寄附金（納税）につきまして、また防災対策につきまして質問をさせていただきます。

まず、ふるさと寄附金についてであります。

これにつきましては、全国の自治体が今やしのぎを削り、創意工夫を凝らして展開しているところでございます。また、この内容につきましては皆さん御存じのことと思いますが、ふるさとや応援したい自治体等に寄附した場合、2,000円を超える部分について所得税と住民税を合わせて一定の額が控除される仕組みになっている制度であります。

その中で、私も周防大島町のホームページ等も開かせていただき、また各全国の自治体等の内容等もいろいろと拝見させていただきました。そういった内容を踏まえての質問でございます。

まず、この制度が開始されて以来、これまでの納税状況についてお尋ねいたします。

人数、金額等でございます。また、寄附者へのお礼としての本町からの特産品でございます。こういったものを送らせてもらってますが、その反応はいかがなものか、また新たな特産品の募集状況等、そのまた選定等についての質問でございます。

次に、来年はまた町制の10周年の記念行事が行われます。また、その一環といたしまして、本町に関心を持っていただけるような企画が行われてはどうかという質問でございます。

私の例といたしましては、宿泊券とか商品券、特産品等、よりよい特産品ですね、そういったものを抽選等を行いまして、そういったことを行うことを記念行事として、またこれまでの納税者のほうに発信してみたいかということでございます。

また、これまでの納税者に対しまして、単年度になるとは思いますが、周防大島町特別町民証のようなものを発行させていただき、また公共施設の利用等、また町民同等の対応をさせていただくというのも一つの考え方ではないかなと思うわけであります。

また、寄附金の使い道として、私はこれはより具体的に内容をホームページ等に記載すべきではないか、本来のまた税金を納めていただく、そのふるさとを大島にする皆様方が、全国に出ているいらっしゃる皆様方に、本当に寄附してもらおうための創意工夫、そういったものがいま一歩必要ではないかというものを感じさせていただいております。

そして、現在町の職員として町外から来ている皆さんから、納税状況というのはいかなものか、その辺のところをお尋ねしたいところであります。

続きまして、防災対策であります。

これに関しましては、この件につきましては、私も今防災のほうの特別委員会の委員長として、その職をいただいております。去る9月、それから10月1日に当たりましては、防災対策特別委員会のほうで阪神・淡路大震災の被災地でありました旧北淡町、今の淡路市であります。こちらのほうに視察研修に行っていました。

やはり被災地での今後の復興に向けての本腰の入れたところ、そういったものがいかなものかということ、私たち委員全員のもとで視察研修に臨んだわけですが、その中で淡路市におき

ましては、あんしんセンターという総工費12億円かけた立派な施設、本当に被災地の復興らしく、防災の拠点としての展開をしておりました。

そこは、平素はちょっと紹介させていただきますれば、平素は給食センターとして小中学校、また幼稚園の食事を賄っておりますが、いざというときになりますと、被災の場合にはそこが炊き出しの場所となり、4,500食が炊き出しが可能という施設でありました。

また、多目的の施設、センターで平素は多目的施設として扱っているところは、防災の本部としてあらゆる設備がなされたところでありました。そこで本当に私たちまた防災の委員8名からも、もう多岐にわたりの質問がなされたわけですけど、総括的な考え方として、その結果としては、やはりいざというときに災害の発生時には、消防、警察、また自治体の職員がすぐに駆けつけるということがまず限らないということでもあります。

それに最初に立ち向かうのは、やはり自分たち自身でありまして、またその地域のコミュニティー組織であります。いかに自分の命を守り、またお互いが助け合い、自分たちのまちを守るかという、よく言われます自助、共助の精神、それをそれぞれが、お一人お一人に持っていただき、また正しい知識を身につけて災害に備えておく必要があるということでありました。

また、気がかりでありましたのは、やはりあれだけの大きな災害に遭った地域でも、防災に関しての意識が時間とともに風化しつつあるという現状でありました。この報告を聞かせていただきまして、私たちもまた決して例外ではないんではなかろうかと、そういった思いに駆られるわけであります。

野島活断層を私たちも見学させていただき、また震度7というものを体感する施設がございました。そういった場所で地震の状況を聴取する中にも、改めて備えということについて考えさせられたわけであります。

特に、周防大島町におきましては、災害といえば地震ばかりでなく高潮、また水害等々のより身近な災害というものが迫っているようにもひしと感じるわけであります。

そういった中での私たちの思いを踏まえての質問でございます。去る9月15日に行われました南海トラフ大地震等による大津波を想定しました、久賀・椋野全地区におきましての防災訓練の実施であります。

その中のその防災訓練におきましての結果の報告と、また今後に向けての反省点についてお尋ねをする次第であります。

また、自主防災組織の結成におきましては、9月の定例議会におきましても同僚議員からの質問が出されておりますが、その後の経過を踏まえですね、その年度別及び本年度におきましてのまた結成数についてお尋ねするものであります。

また、結成後いかに機能していくかがまた大きな課題であります。その対応をどのようにお考

えなのか、またどのように行われているのかお尋ねするものであります。

そして、過疎高齢化の中に結成も難しい地区もあるやに伺っております。その推進体制として、1つの例ではありますが、全職員による防災のための地域の担当性というものを導入してはいかがかという一つの質問であります。

また、緊急な災害に関する情報は、屋内外の防災無線に頼るところであります。この防災無線につきましては、平素は農協からの連絡、またイベント案内、健康福祉関係の情報等有効利用しているのが現状であります。

しかし、いざというときの防災というものに対しての利用というものが最優先であります。使用ごとに特徴ある例えば音楽等を流せば、いざあらかじめ予測がつくその内容につきまして、そういった何らかの対応がなされれば、問題なく活用ができるのではなかろうか。また、緊急連絡か否かというのが、わかりやすく、また安心安全な捉え方ができるのではないかという現状であります。そういった声も、町民の皆様からお聞きしての質問となります。

以上2点、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 尾元議員さんの、まずふるさと納税についての御質問にお答えをしたいと思います。

平成20年度の地方税法の改正によりまして、ふるさと納税制度が開始され、本町でも平成20年度から「周防大島ふるさと寄附金事業」に取り組んでいるところでございます。

これまでの納付状況を申し上げますと、平成20年度から平成24年度までの5年間、これで135件、1,060万9,000円の寄附金をいただいております。1年当たりいたしますと27件、212万円の寄附金をいただいております。

それで、それは24年度までの5年間ございまして、25年度はこの12月9日現在ではございますが、120件、284万円の御寄付をいただいて、申し込みをいただいております。それまでが平均27件だったのが、25年度からは急激に120件というふうにごうておるところでございます。

これにつきましては、後ほど御説明をしたいと思います。その寄附をいただいております地域で申し上げますと、平成24年度までは東京を初めとする関東圏が約6割、近畿圏が約2割、その他の圏が2割というふうになっておりました。平成25年度は、これまでのところ関東圏が5割、近畿圏が2割、その他の圏が3割というふうになっております。

町外在住の本町職員からのふるさと寄附金は、6年間で2件ということになっております。

平成22年度からは、このふるさと寄附金を原資として、「周防大島町ふるさと応援基金」を造成し、基金化しておるわけございまして、誰もが安心して暮らせるまちづくりのための保



健・福祉・教育・産業等の事業に活用させていただいております。

寄附をいただいた皆様には、お礼として町の特産品をお任せという形で詰め合わせをし、お送りをいたしておりましたが、平成25年度、今年度からは地元特産品のPRと寄附促進との相乗効果を図るため、町とタイアップして特産品セットを御用意いただける事業者を募集いたしました。そして、賛同いただきました4つの事業者、4事業者の方と特産品詰め合わせセット5種類用意いたしまして、納付者がこれを選択して希望するものをお届けするという制度に変更しております。

平成25年度に寄附者が急増した要因でございますが、町が全国のふるさと納税を紹介する民間サイト、——サイトがあるんですが、そのサイトへの掲載を依頼したこと、またその寄附をされた方がブログとかフェイスブックなどを利用してから、特産品の感想などの書き込みを行っております。

例えば、「周防大島町の特産品をいただいたら、すごくおいしかった」とか、そういう書き込みがあるわけでございますが、そのような書き込みが行われておまして、これらをごらんになった方が多くおられるということではないかというふうに思っております、その書き込みを見た方が、別の方がまたそのふるさと納税をするというふうな形になってきておるのではないかと、いうふうに思っております。今後また新たなタイアップ事業者の募集も行いたいと考えておるところでございます。

そして、来年は合併10周年という節目の年であるから、記念行事の一環としてということでもございました。本町に関心を持っていただけるような企画という御提案をいただきましたが、これまで寄附をいただいた皆さんへの感謝の意を表するという方法としてどういう形がいいのか、また、特産品を知っていただくということだけではなくて、ふるさと寄附金をきっかけとして周防大島町の魅力を知っていただくことにつなげることには、どのような方法をとればよいのかということも含めて、十分検討させていただきたいと思っております。

それと、10周年の記念行事の中に、このような企画と一緒に取り組んではどうかという御提案がございました。例えば、宿泊券、商品券、特産品等の抽選を行って、議員さん御提案は、これまでの寄附納税者に今こういうことを抽選でやったらどうかということでもございましたが、今現在は寄附をいただいたら、その都度その特産品等でお礼をするということで一度やっておりますので、これをまた総まとめにしてからまた抽選をするということも、いいことだとは思いますが、できれば新しく寄附をしていただける方を掘り起こすという意味からも、今の言うような宿泊券とか商品券とか、特産品等を町と提携してから、その提供ちゅうこともないんですが、その方の提供される商品をまたふるさと納税のお礼としてから、ホームページ等に出ささせていただいて、それが魅力発信としてから、またふるさと納税を行う喚起になればいいかなというふうに

思っているところでございます。

もう一点、周防大島町特別町民証を発行して、公共施設の利用等についてもどうかという御質問がございました。これについても、そのふるさと納税した方へのお礼の一つの商品として、そういうものがないかどうかっていうのも、検討してみたいと思います。

それと、寄附金の使い道をより具体化するということが必要ではないかという御質問がございました。この寄附金の使い道につきましては、これまで図書の充実とか、または観光施設への双眼鏡を設置するとか、いろいろやっております。それは今まではその都度広報等から、そのふるさと納税の寄附金を基金として積み立てた基金から、その基金を財源としてこういうことを整備しましたよということ自体は、広報等で発表、掲載させていただいておりますが、これからのふるさと納税のコーナーでも、そういうことも出していけたらなというふうに思っているところでございます。

次に、防災対策につきまして御質問いただきました。

最初に、周防大島町防災訓練の結果報告及び反省事項についてという御質問でございましたので、お答えしたいと思います。

今年度は久賀、棕野地区の住民の方々を対象に、南海トラフ大地震等による大津波を想定した防災訓練を、山口県大島防災センターを中心に開催をいたしました。久賀、棕野地区住民853名、消防団の久賀支部の消防団員105名、消防署、警察、町職員等関係者が76名、合計で1,000名を超える方々の参加がありまして、訓練の内容につきましては、地区住民による高台や指定避難所への避難訓練、消防団員による消火訓練、防災講演会やAED救急救命講習、地震体験者による地震体験、炊き出し訓練等を実施をいたしております。

特に、避難訓練につきましては、久賀地区45自治会のうち40の自治会の方に御参加をいただきまして、各自治会において事前に選定した高台に避難し、その後指定避難所に移動をしていただきましたが、それにあわせて消防団員による避難誘導、避難所での避難者名簿への登録、把握した避難者数を防災無線や衛星携帯電話により災害対策本部に報告するなどの通信訓練を実施をいたしました。

後日、今後の訓練の参考とするため、自治会代表の方や関係機関の方にお集まりをいただきまして反省会を開催し、反省点をお伺いいたしました。その中で、避難経路の選択を自治会でもう少し検討すべきだったとか、避難所が低い場所を選定していたため、実際に使えない場所があったとか、訓練を体験した結果で地元がどこまで対応できるかを考えるよい機会になった。

また、消防団員の方からは、情報伝達の内容について人員報告だけなら、比較的簡単に伝達ができるが、けが人や要支援者、救護が必要な方など、仕分けが多岐にわたる場合は、訓練でも対応が非常に難しいというふうな感じを持ったと。

その他の御意見としては、炊き出し訓練は町の職員が炊き出しを行っていましたが、これは地元の方をお願いして実施すべきではないのかなど、大変貴重な意見を頂戴いたしましたので、来年度からの防災訓練の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、自主防災組織の結成数と今後の課題についてお答えをいたします。

本町におきましては、実効性のある自主防災組織を目指して、昨年4月に施行いたしました周防大島町自主防災組織認定要項に基づきまして認定をいたしました組織は、平成24年度25組織、平成25年度は11月末現在で17組織、合計42の組織を認定いたしております。

これは、認定するにはその条件をかけておりまして、その条件をクリアしたものがこの認定要項に合致したものが、その42件ということになっております。

現時点で認定いたしました組織は、いずれも活発な活動を行っておりますが、御指摘のとおり、今後継続的に適正な組織運営が行われ、緊急災害時に機能する組織を維持することが、今後の大きな課題でありまして、こうした組織の結成、その後の運営を継続するためには、各組織のリーダーの活躍が不可欠であるというふうに考えております。

このため、本町では今年度から防災に関する知識、技能等を習得していただき、自主防災活動の活性化を図るために、去る11月19日に自主防災組織の代表者を対象とした第1回目の自主防災組織リーダー研修会を開催いたしました。研修会には、講師として山口県防災危機管理課森重主幹をお招きし、県内の災害の状況、また自主防災組織の必要性などについて研修を行いました。

今後もこうした研修会を継続するとともに、県が実施する研修会等への参加や、防災関係資料の提供など、継続的な組織の運営を図るための積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、職員全員による防災のための地域担当制導入についてお答えをいたします。

自主防災組織の認定につきましては、本町の重要な政策として取り組んでおりまして、御指摘のとおり地域によっては組織化が難しい地区があるということは、地域の声としてお聞きをいたしておるところでございます。

こうした中で、自主防災組織の充実を図るためには、御提案のとおり町職員を各地域の担当職員として配置して、地域の住民と協働し防災活動を推進する地域担当制の導入は、大変有効な方法ではないかというふうに思っておりますが、防災に特化した職員を要請し、各地域の実情を把握した職員を充てるということが理想でございます。

しかしながら、この職員というのは限られた人数でございまして、その職員の中で全ての自治会に職員が居住しているというわけでも当然ないわけございまして、また自治会組織の規模が地域によって大きく異なっております。そういたしますと、対応が非常に難しい状況にあるとい

うのも事実でございます。

今後は、防災担当の職員のみならず、全職員が防災に対する認識や地域の一員として、職員が地域の一員として自覚を持って、各地域の防災訓練や必要に応じた支援を積極的に行うように指導してまいりたいと考えております。

また、職員は非常時にはそれぞれの役割が与えられております。と申しますのは、災害対策本部またはその災害対策本部が設置された場合には、職員は警戒体制によって違いますが、それぞれの町の職員がその対策本部要員として、それぞれの持ち場を持つようになっております。

また、その警戒体制の重い、軽いによってから、全ての職員ではないという時期もありますが、そのように町の職員自体がその災害対策に当たらなければならないということになっておりますので、それが全ての先ほどの御提案がありました自治会のほうに張りつくということは、非常に難しいというふうに思っております。

また、町の職員の多くの職員が消防団にも属しておりますので、当然その非常時には、またその消防団のほうでの任務も入ってくるということもございますので、自主防災組織を結成するときの地域の職員として、お手伝いは十分させなければならないというふうに思いますが、それが、例えば災害時のときのその町の職員がそれぞれに張りついてお世話をするということが、非常に難しいのではないかとこのように考えてるところでございます。

次に、防災行政無線による緊急放送の際のチャイムにつきまして御提案をいただきました。

防災行政無線を設置いたしました大きな目的は、緊急情報の伝達にあります。通常は行政無線としてJAからの連絡事項とか、またはイベント案内、または健康福祉部や環境生活部等の情報に使用いたしております。住民の皆様が緊急情報と通常の放送とを混同し、重要な情報を聞き流すことも否定できないということは仰せのとおりであろうと思っております。

現在、全ての放送の際に使用しておりますチャイムは1種類となっておりますが、増設につきましては、これは機械のその装置の問題でございまして、メーカーにも確認をいたしました。今のところ現施設ではチャイムを何種類も置くということはできない仕様になっているという回答がございました。

このため、チャイムは現状のまま対応させていただきたいと思っておりますが、御指摘のとおりこのままですと緊急放送と通常放送の区別がつきにくくなるということもあると思っておりますので、この対策としてはチャイムの後に緊急放送の場合は緊急情報です、または防災情報ですとこれを繰り返し放送した後に本文を読み上げるように、緊急情報を強調した方法で放送し、できるだけ通常放送との混同が避けられるよう改善をしたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

もう1点、なお全国瞬時警報システム、通称Jアラートの緊急放送につきましては、国から直

接町の防災無線を起動、起こして、町の防災無線は自動的に連動するというようになっております。

それにつきましては、最大音量でチャイムもなく、もう直接放送が直に国のほうから流れるというシステムになっておりますので、これは確実に通常放送とは別のものだというふうになるようになっております。

また、そのJアラートで流す情報というのは、どういうときにJアラートが起動して放送されるのかということにつきましては、ちょっとあと説明させます。

○議長（久保 雅己君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） Jアラートの件でございますけれども、ことし10月号の広報にも詳しく防災情報としてお知らせしておりますけれども、防災行政無線で瞬時に屋内屋外の最大音量で放送されるものは津波注意報、津波警報、大津波警報、それと緊急地震速報、震度5弱以上の地震が起こる場合ですね。それから国民保護情報、ミサイル等が飛んできますよという情報が、Jアラートで瞬時に屋内外で最大音量で流されることになっております。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） それでは、まずふるさと納税ですか、こちらにつきましてありがとうございました。平成25年で、本当に非常に伸びてるということで、その内容も民間サイドと今参加させてもらった結果だろうかということでもあります。

本当にですね、今しのぎを削りいろんな自治体が本当に創意工夫を、やはり自主財源ということ、獲得に向けてのことだろうと思うんです。それに当たりですね、やはり税と名がつけばふるさとを思い、また縁あるところを思いということで納税してくださる皆さんと私も理解しております。

私も、例えばもし自分が納税するとしたらという立場においてちょっとネットを開いてみると、やはり友人の顔が思い浮かんだり親戚のあるところとか、そういったところがやっぱりこう縁として感じるわけであります。

そういった中で、やはりそれぞれの町が納税ということになりますと、していただきたいということに対して、例えば今の周防大島町のホームページの中で内容等を見させてもらったら、17年度の総合計画のものの例えば何とか振興ちゅう形で全て記入されてるわけです。

選べる特典として、これは今1万円以上で例えばコノワタセットとか銘菓のセレクションセットですね。それとかハチミツ、そして周防大島しあわせ海産物セットとかそういった形で選択肢が出されてるわけでありまして、しっかりとより大島を発信するっていう形、また一生懸命にこの町は努力してるなっていうのはやっぱり内容を見てしっかりと感じるものがありました。

例えばある自治体では、やはりふるさとを思い浮かべたときに例えば産業振興とか、またそう

いった中でも漁業振興とかで見ればカツオの一本釣りのブランド化とか、より具体的なところに入っている。そういったところっていうのは、やっぱり表現の仕方として大事なんじゃないかなっていうところを感じております。

まさにこれからの、激戦って言っても本当に失礼な話なんですけど、本来ふるさとを思っただの納税ということで展開して、その感謝の気持ちをまた各自治体があらわしているっていうのが本来の姿ではないかと思うわけでありまして、しっかりと例えば側面的にはやはり地元の商業振興、観光振興、また町のホームページに掲載することによってしっかりと企業もPRができるっていう大きなメリットがあり、またネット社会というのはどんな形で相乗効果をもたらすかというのがわからないぐらいの思わぬ効果を生み出すところがあるわけでありまして。

その中で、私はやはりある意味納税っていうのが、もちろん納めて当然のことでありまして。もちろん国民の義務としてですね。その中で、もしいただいた時に町長さんのほうから、また市長さんのほうから感謝の手紙が送付されてきて非常にうれしかったという、そういった一節も目にしたところでありまして。やはり義務ではありますけど、そうして感謝の気持ちを表現するっていうこともまた大事なことではなかろうかと感じたところでありまして。

これからどんどんまた展開される場所であるとは思いますが、私たちはやはり選ばれる自治体となるために、またそのどうしても競いという、競争という原理が働きます。自分たちはこんなことをしたいから寄附していただきたいというアピール部分ですね、ここをやっぱりより具体的な内容でぜひ望んでいただきたいと思っております。そこにまた、先ほどから申しますネット社会での波及効果というのが、思わぬものを来たすんではなかろうかと思っております。

また、ふるさと納税自体の説明につきまして、もちろん総務省のホームページ等にもしっかりと出ておりますけど、やはり納税者というのは窓口に来れない皆様方ばかりです。

そういった中で、いかにそういった皆さんにアピールしていくか、そういったところも大きな課題ではないかなと思っております。私も、今度町制10周年に当たって非常に今浅はかな考えのもとに、例えばとして例を上げさせてもらったけど、そういった内容も踏まえて何らかのアクションをとっていただきたいと。私の案がいい悪いは別にですね、何かふるさと納税を通して企画運営したいということがあるのかなのか、その部分はお聞きしたいと思っております。

それと、まずふるさと納税に関しましてはそこまでですね。

それと、本庁職員先ほどちょっと聞き落としたんですけど、何名ておっしゃったですか。（「2名」と呼ぶ者あり）2名でらっしゃるんですか。はいわかりました。

これに関しましては、私はやはり町外からお越しの職員の皆さんに関して、またやはり大島に対しての思い、私はもうあえてここは深くは追及いたしません、数字として少ないこれは現実だろうと思っております。

しっかりと、本庁で働かれる方にとって周防大島町、そこに対して税を納める手段があるって  
いうことに対してしっかりと利用していただきたい、私からはそこまでしか申しませんが、ぜひ  
自治体の長としては御指導いただけるとう思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、防災対策につきましてです。まず、防災訓練の結果報告いただきました。非常に  
1,000名という多くの皆さんの参加の中で、私も、内容を今お聞きさせていただき、本当に  
しっかりと後の反省された内容もお聞きさせてもらいまして、また次回にしっかりと反映させて  
いただくということで、やはりこの度1,000名が参加されたていうのは非常にいいことです  
けど、大切なのは参加しなかったところ、そこが大きなポイントだろうと思うんで、それに対し  
てそういった地域に対してまたどういった形で指導していくか。

やる気があるところ、そういった自治会の人数が先ほどの報告どおりだったと思うわけですね。  
また853名もの参加者、もちろん日曜日のことですので、諸事情あって参加できなかった方も  
いらっしゃると思ひますけど、もう全く意識してない方もいらっしゃるかもしれない。

でも、そういった方々を踏まえての自治会の組織というものを、しっかりとこれからつくって  
いかななくてはならないというそういった状況下で反省は、やはり組織、訓練全体を含めての反省  
と、参加されなかった皆さんに対してどのように対応していくか、またどういった地域がおくれ  
ているなというところでもし目につくところがあれば、そういったところの指導をどのようにし  
ていくか。そういったところも一つの課題ではないかなと感じてるところであります。

本当に活動できる、本当に即実践につながる防災組織として、私は地域担当制のことをこのた  
び上げさせてもらいましたけど、町長が言われるようにやはり町の職員、やっぱりいざという  
ときにはもう本部に入る方、いろんな形で職務として対応される方はこれはもう私も十二分に理解  
しております。

消防団としても全く一緒です。職員の方も消防団に入ってる方もいらっしゃるということ  
ですけど、地域にいながらまた消防団、消防団の方もいざというときには出動命令の元に動きます。

平時においていかにそういった、意識あるところで住民の皆さんを誘導できるかというのが大  
きな課題、その辺は町長からも御答弁にもありましたとおり、結成時の活動ということに対して  
職員の担当制という、堅苦しい言葉ではちょっと余りにも仰らしく感じるかもしれませんが、  
しっかりとお願いしたいと思ひわけであります。

やはり組織ていうのは、どこの社会もピラミッド体制であります。今防災の担当課のほうでつ  
くりたいんだがという相談があったところに対して、一生懸命頑張ってらっしゃる姿は私も重々理  
解しております。

でも、効率として非常にそういった形の展開で、まだまだ周防大島全体にこの組織が浸透して  
いく、そういった指導するっていう形にはあり方として非常に難しい部分があるんじゃないかなろう

かと感じております。

結成に当たって、今各地域の4地区の職員さん方、やっぱり行政職として長けたところ、組織をつくってそしていろんな形でそれを、書類関係の作成ももちろんあります。そういったところでまた先頭に立ってその作業に臨んでいただければと思うわけでありまして。そういった意味合いの分担制ということでも、私は十分理解していただきたいと思うわけでありまして。

それと最後に、特徴ある音楽をというところで、これは機械の関係で非常に難しいというお話も聞いておりました。その中で、今Jアラートこれは10月号の広報のほうでしっかりと。これも私も理解はしておったつもりなんですけど、住民の皆さんの中には、広報が出ればこれ周知徹底してるっていうものじゃないんですね。なかなか町の立場としては徹底したつもりでも見てないという現状、これはただただあるわけでありまして。

そういった中で、私1枚の手紙を町民の方からいただきました。この内容というのが、今私の質問の内容の1つでもあったわけでありまして。3枚にわたってあるわけなんですけど、一部その部分を抜粋させていただければ、果たして異常事態が発生した場合に本当に機能するであろうかと非常に危惧するところでありましてという一節の中で、今の私が質問した内容がこの中で示されておったわけでありまして。

私Jアラートを踏まえ、Jアラートいったら先ほどの本当に緊急危機状態、例えば大津波とかそれこそミサイルが飛んできたとか震度5弱とかで話がありましたけど、そういったときのJアラートこれもしっかりと、Jアラートで連絡が入るということも、総務課としての日ごろの防災無線でもある程度定期的に報告をしてもらいたい。

またアイ・キャン等の周防大島チャンネル使っても、そういったところはしっかりと視覚聴覚に訴えていただきたいとそのような思いを持っておりますので、よろしくお願ひしたいところがあります。

まず先ほどの質問ですね、よろしくお願ひいたします。先ほどの質問というのは、先ほどのふるさと納税に関しての納税に関することに関して、町政10周年何かこう企画運営したいことがあるのかないか。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ふるさと納税のことにつきまして種々御質問をいただきました。

いろいろな特産品をお送りしてるところはたくさんございます。特に、水産基地を抱えておるような市町村におきましては、非常に海産物とか干物とかっていうのが種類たくさんありまして、それぞれのふるさと納税へのお礼の特産品のお返しがこのように種類たくさんありますよということがありまして、例えば山陰のほうのある市におきましては、40も50もその特産品の中からチョイスできるということが出ております。



周防大島町の場合は、そのような特産品を、3,000円相当のものをお返しをするということで、そのようなものを地元の業者の皆さん方にこれを、そこから仕入れてお返しをするんですが、そのことに一緒にやりませんかというのは募集しまして、それで今現在4業者ということになってるんですが、そのようなことはまたさらに皆さん方に呼びかけていき、地元のそういう提供し、それをお送りする業者さんをふやしていきたいと。そうすれば当然その種類もふえてくるということでございますので、そのことについてはやっていきたいと思っております。

インターネットのホームページ等で見ますと、例えばどういう商品を希望してるのランキングが出とったり、例えば周防大島町の場合でも全国のふるさと納税というところからアクセスすれば、全国の県が出て、山口県であれば山口県の中をクリックすれば今度は周防大島町が出、周防大島町が出ればこの中でどのような特産品が、返しがいただけるんだというふうなことがでておりますのでそのようなこともありますし、またそこからまた別のページ飛ぶと、今度は全国でどのような特産品が一番たくさん皆さんから希望されとるかというようなこともランキングが出たりしておりますので、そのようなことで特産品ねらいで言うたらまことに御無礼なんですけど、そのようなこともふるさと納税をするための市町村を選ぶ要因にもなっておるのではないかとということで、私たちがいち早くこのホームページのほうに作成し、またそれに掲載させていただいておりますので、そのようなことから今回、昨年までからいけば4倍5倍ぐらいの数字になってきておるのではないかなというふうに思っているところでございます。

ただ、ふるさと納税につきましては、住民税の1割ほどを別の市町村に納税できるという制度になっておりますので、例えば住民税が非課税になっておるといような方もおるわけで、その方については当然この恩恵は受けられないということになります。

ああ済みません恩恵じゃないんですが、このふるさと納税は例えば10万円の方が1万円ほど別の市町村から周防大島町に寄附をしたとしても、個人にやっぱり5,000円ほどマイナスが出るんですね。返ってくるのは、1万円したら5,000円しか戻ってきません。だからうちのほうから例えば3,000円の特産品をお送りしてる、それでもまだマイナス2,000円出るというようなことになりますので、やっぱりこれはそのような意思のある方ということで、今まで私が考えておったのはやはり周防大島町に関連のある方とか、または周防大島町のファンである方がこのようなことをやっていただけるんだというふうな初めは思いでありましたが、しかしながら先ほどから申し上げますように、その特産品が魅力あるものであることによってこういうふうなふるさと納税をしようという方もたくさん出ておるような時代になってきたのかなというふうに思っているところでございます。

そして、ふるさと納税でいただいたその納税は、町はふるさと基金として基金にずっと積み立てております。基金はその基金を活用して、今度はいろいろなものを整備をしたりするようにし

ておりますが、まず何をやるかを先にお見せしたほうがいいのではないかというような御提案であったというふうに思いますが、今のところ基金を積み立てておき、そしてそれを翌年度の予算の中で何をやるかというのを検討し、それに財源を充てるという形にいたしております。

何か、非常にこういうことにやればいいのではないかというふうな御提案がありましたらまたそれは、継続的にずっと同じものにその基金を充てるということがいいのか、またはその年度ごとにその基金のある程度一定額を使ってから、その基金を活用した事業として事業を起こしていくのほうがいいのかということがありますので、そこら辺はまたもう少し検討してみたいと思いますが、今議員さん仰せのまずこれをやるんだから、やりたいんだからそのふるさと納税をお願いしますということにつきましては、例えば大きなくくりで教育とか福祉とか産業とか環境とか、そういうふうな大きなくくりのものに活用したいんですよていうことは明示してあるわけでございます。しかしながら、それをより具体的に、例えばこれを整備したいんだというふうなことまでは出ておりません。

そこで、そのことについてそのように具体的なことまで言及し、それをちゃんときちんと明示してから寄附金をお願いするのがいいのかどうか、そこら辺はちょっとまだ今のところは大きなくくりでの活用ていうことを明示し、それでふるさと納税の募集、お願いをしてるところでございます。

10周年のことにつきましては、10周年の実行委員会は既に町の中で立ち上げております。それで11日の全員協議会のときもお願いいたしました。が、議会のほうからもこのようなことを10周年の記念事業としてやったらどうかということにつきましては、これまあふるさと納税を使う、ふるさと納税から発生した基金を使う、積立基金を使うかどうかは別にいたしまして、そのことにつきましてはどうぞまた最終日に全員協議会をお願いしようと思っておりますので、またそこで御提案をいただけたらと思っております。

そしてもう1点、町外に在住してる町の職員からの寄附金のことでございますが、当然町外の職員からそういうことも、可能性としたらできるわけございまして、町外に在住してる職員が自分その町外の市町村に納める住民税の1割相当額を周防大島町に納めてはどうかということにしかならないんですが、そのことにつきましてはまたそういうことも、町の職員も含めてこのふるさと納税の周知を図っていきたいというふうに思っております。

防災対策でございますが、1,000名の参加者は多いけれども、まだまだ自治会の中で参加をしなかったという方についてどうすべきかという御質問がございました。

これは1,000名が多い少ないちゅうなこともあるでしょうし、また住民の皆さん方がその全てその日にそこにおられるというわけでもなくて、当然お仕事や別に外に出られてるちゅうこともありますし私なんかすればよくまあ1,000名も参加していただいたかなと思っております。

ころであります。このことにつきましてはまた、毎年4地区を順番に防災訓練は回っておりますので、また来年度の参加者をできるだけ多く参加していただくように、それは努力をしていきたいと思っております。

職員は、各自治会でのその自主防災組織の結成時には、それは当然協力をしなければならないというふうに思っておりますが、町の職員が中心的にその自主防災組織の結成をするかどうかというのは、これは各自治会のいろいろな自治会組織が違いますので、そこでから町の職員がそのことについて要請されれば、そのことについては十分協力するように、また全職員にその通知も出しておきたいと思っております。

未結成の自治会があるということもございますが、実はこれ周防大島町の場合自主防災組織は全ての自治会にあるというふうな位置づけをしております。ていうのは、それは以前から自主防災組織ちゅうのは県のほうからも調査も来ますので、周防大島町は周防大島町の自主防災組織の組織率は100%ということになっております。

それはなぜかという、自治会が1つの単位として自主防災組織ということになっておりますが、今現在その認定要綱で要件を、ハードルを高くして認定をしてるわけでございます。その認定したところには、資機材等がまた補助できるということになっておりますので、そのような自主防災組織のことを今言ってるわけですが、それはいつも申し上げておりますように本当に実効性のある自主防災組織というふうな位置づけをしてるわけでございます。

自治会が自主防災組織だといえば、一応組織はされておりますが、それをさらに実効性のあるものに高めるために認定要綱を制定し、その認定要綱に沿ったものがクリアできるところを認定しておるとございまして、その認定したところには先ほど言いましたような補助を出して機材の整備等ができるようになっておるわけでございますので、今のいう要綱に沿った自主防災組織が未結成の地域につきましては、できるだけ皆さんに要綱に沿った形の自主防災組織を結成していただけるように、これはまた努力をしていきたいと思っております。

Jアラートのことでございますか、Jアラートは広報に出したけれどもなかなか広報だけでは理解できていないんじゃないかという御指摘でございました。Jアラート自体は、国、政府のほうから直接出た放送が直に流れるわけでございまして、なかなか実際の訓練ていうのはちょっとやりにくい、国が全国一斉にやる訓練というのはちょくちょくあるわけですが、それでないとなかなかできないんで町でそれを鳴らしてみるちゅうことは何か難しいと思うんですが、ペーパーとかまたは広報とかアイキャン、すみませんケーブルテレビ等から、またうちのチャンネルもありますので、そこらでまたJアラートの件につきましても周知をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） ありがとうございます。町制10周年ですけど、これ参考なんですけど、宇部市が市制90周年記念式典というのを24年に行っております。平成24年です。

その報告書という形で出てるわけですけど、中には、もちろん市長からの挨拶、それと各事業の展開とその他市長がやりたい、決めらしてもらう事業という形の内容で、大体9枚にわたってあるわけですけど、しっかりその中には寄附金の納税状況について、また各事業に向けていくら使わせてもらいましたと。市長に任せるといふ部分がいくらという形、また基金という形で書いてあって、また寄附いただいた方、個人名、名前まで記入されて、匿名の方ももちろんいらっしゃると思います。

それと企業におきましては、基金に参加してもらった、させてもらった、またその企業の意味合いていいますか、その辺のことまでついて企業からも発信が述べられてる。そういった中でも展開の報告書というものができております。

これ参考にさせていただければと思います、提出させていただきたいと思っておりますけど、ぜひともまたこういった意味合いの報告もいいことではないかなということを感じております。

最後になりましたけど、防災に関しましては本当に治に居て乱を忘れず、必ず風化することなくというのが私たちのある意味使命かなと思っております。常に認識しておかないと、ついつい日常の慌ただしさの中で流されてしまうのがやっぱり防災意識対策ではなからうかと思っております。

どうぞこれからも、また議会また防災対策特別委員会のほうもいろいろと研鑽を積んでいかなくはないけませんし、執行部のほうも今後とも組織体制の中よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員の質問を終了します。

.....

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。11時半。

午前11時16分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。新山玄雄議員より早退の通告がありました。

次に、4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 4番、広田です。私は、一般質問を通じて特に求めてきたものは、憲法が体现できる町、そして地方自治を囲む中で地方自治法これをいかに大切にしていける町かということ提起してきました。

今回、一般質問の中身は住民要求の実現がまず第一にあります。通告の内容は、身近な環境整備の推進ということでまず住宅リフォーム助成事業、これを延長するように求めております。

ことしが3年目になります。4年前に、町長のほうに民商の皆さん方と町長室お伺いして、ぜひ実現するようにということで申し入れてました。補正からでは差が出るので、新年度からやろうということで3年が経過しました。

特にあの当時私が言ったのは、いわゆるただ単純に個人財産だけじゃなしに、やっぱり地域のいわゆる業者さんの役に立つんだということで提起しました。そして住んでいる皆さん方も喜ぶ制度だということで、住宅リフォームを位置づけて提案したところであります。引き続きですね、ぜひとも住宅リフォーム助成事業これを延長していただきたい。これがまず1項めの要請であります。

そして2項め、これは先ほど委員長から空き家条例通じて議論が50分されました。そういう中で明らかなように、实际的に住宅リフォームからいわゆる空き家条例その中でですね、どう改善してくか、そしてまた廃屋等撤去する場合にですね、私は一定の町補助を使ってでも環境美化が必要ではないかというふうに考えております。

県内ばらつきはありますが、それぞれ市補助を通じて推進しているという状況も見受けられます。そういう中で新たに、いわゆる町が補助制度をつくってこの空き家条例が推進していくために、ぜひとも新年度予算において検討いただきたいというのが住宅リフォームとですね、空き家条例推進のための町補助、この推進であります。

2点目が、これも要請であります。小規模事業の補助率の引き上げ、なかなかこれがよい回答が出ておりません。实际的にですね。

それで、今過渡期であります。過渡期といえど何かといえど、各自治会ごと見てもそれまで補助制度でつくった、公民館まではいかない例えば憩いの家事業とか憩いの家、それとか農事集会所、これで作った建物とかそういうな格好で、いわゆる建物そのものが老朽しちよる部分があるし、もう一つは高齢化した中で自治会そのものが小さくなって、实际的には30%の負担が非常に重いんだという状況が見受けられております。

私自身調査してみてもですね、この小規模関係も事業によっては60ぐらいいちよるところもあります。60%。これもありますが、实际的には明確に線引きをすれば、あくまで30%かもしくは原材料の有利なほうというのが町の基本的考え方でありまして。それではですね、なかなか進んでいかないなあというのが私の認識であります。

ですから、この補助率をかき上げして、やっぱり皆さん方に利用しやすいといういわゆる小規模事業にもっていったらどうかというのが提案です。また、環境整備のためにやはり維持、町道や町河川の維持費及び橋梁含めて皆さん方に考えていただきたいというのが、小規模事業の補助

率の引き上げ及び町道、町河川整備推進のための維持費の増加であります。

大きな2点目が、福祉タクシー助成制度充実についてであります。

これも、部分的には若干枚数がふえてる部分もあります。しかし、合併後10年になりますがなかなかですね、一般高齢者の方の利用等が、なかなか今とまってるのではないかという状況であります。

やっぱり枚数をふやして、実際的には福祉タクシーそのものも充実させていくことが必要ではないかと。透析等がトップで48ですか44ですか、そういう状況だというふうに見ております。

あと答弁の中で、透析が何枚ですと、それで一般障害者が何枚です。それで高齢者が何枚ですというのは控えておられると思うんですね。それぞれ答弁の中に含んでもらっても結構だというふうに思います。

やはりこうした、この福祉タクシー制度ができてもう24年ぐらいになります。24年間で、年齢が例えば90歳から出発しました。なかなか落ちてきませんでしたが、合併後若干年齢が落ちました。今度は枚数をふやすというふうに求めておきたいというふうに思います。

次に、在宅介護見舞金制度の復活を求めるということであります。まあ実際的には旧東和で15年度まででしたか、旧大島で16年度まで、橘もたしか14年か15年ぐらいまであったんじゃないかというふうに見ております。

そういう中で、当時法定協のほうでは、いわゆる介護保険制度の中でほとんど利用できない在宅介護見舞金に乗り込んでいくんだということで、法定協のほうでは議論しました。

それは違うんだということで、旧大島町議会を通じてかなり議論しました。なぜ違うのかというのは、もう町長も御承知のように自治体として合併後、周防大島町全体でこれが1名か2名しか利用してません。

そうすると実際的には、そらそうですよ、介護保険を使うたらもう在宅介護見舞金制度は使えませんよとか、また要介護4、5以上じゃなければ使えませんよちゅう制度ですから、実際的には使えないというふうに考えております。少なくとも、後から数字を答弁してほしいですが、実際的にはあの当時各町50から60ぐらいが大体この制度を使って行いよりました。

ぜひとも、合併10年で使う金があればですね、実際的にやっぱりそういった、身近なところにぜひとも使っていただきたい。これが3項めの在宅介護見舞金制度の復活を求めるいう考え方です。

次に消費税問題です。まあよく私は言うんですが、国の悪政をストップさせるその立場から行政執行していただきたいということですが、地方財政法の締め付けやいろんなことで、町長も実際的には苦慮されちよるんじゃないかという点もあります。

既に、議会初日に猛烈な勢いで消費税増額をしましたので、それはそれとしてもう私は通告し

ちよるのは、あるいは予算書議案等が来る前に通告しちよるんで、少なくとも3月議会ぐらいかなというふうに見ておりましたが、一気にほとんど網羅して引き上げました。ですから、消費税引き上げに反対の立場をつらぬくとともにいう点は問いません。町長は消費税が好きなんだなというふうにとっておきます。

そういう中で今回提起してるのは、ほいじゃあ町財政に対する影響はどうかという点であります。特に国に対するいろんなことで、消費税っていうのは地方自治体として両面がありますので、一応定義は一般会計及び特別会計、特別会計の関係は大きいのが、渡船は小さいと思いますが、実際的には水道、下水、そいで公共、そいで浮島くらいの区分けで特別会計いってもらって、国保も支出会計があれば答弁を求めておきたい。

また、最後通告しておる公営企業局、これもやっぱり答弁を求めておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

住宅リフォーム資金助成事業は、地域経済の活性化と町民の住環境の向上を図るために、町内に住所を有し自ら居住している住宅を町内の施工業者を利用してリフォームを行う場合に、その経費を一部助成するというもので、平成23年度から平成25年度までの事業としてスタートしております。

この3年間の実績をまず申し上げたいと思いますが、平成23年度は194件の申請がありまして、1,216万6,000円の助成を行っております。24年度が287件、1,723万3,000円、25年度が12月5日現在の見込みでございますが212件の受け付けをいたしております。12月末受付終了時点で、昨年並の申請件数、助成額が予定されておるところでございます。

以上のように、住宅リフォーム資金助成事業を3年間実施いたしまして、対象の事業費も合計で6億6,000万円ぐらいの総事業費にはなっておるのではないかとこのように考えております。

この事業の趣旨であります地域の企業の活性化につながるということがその趣旨でありましたので、その成果も上げられているのではないかとこのようにも思っているところでございます。

さて、住宅リフォーム資金助成事業の継続についての御質問でございますが、この事業を3年間継続してこの制度を利用された業者とか、または住民の皆さんからも大変好評をいただいております、事業の継続を望む声も多数聞いておるところでございます。

また、昨年の9月の議会において一般質問でも答弁をいたしておりますが、3年間の検証結果を踏まえた新たなステップアップを図った事業に取り組んでいきたいというふうにも思っている

ところでございます。これから予算編成等行うわけでございますので、その中でいろいろ今申し上げましたように、この3年間の検証とそれをそのまま継続するのかまた別の形にするのかということ、よく検証してみたいと思っておりますのでございます。

現状では、景気は徐々に上向いておるといふふうにもいろいろ指標が出ておりますが、しかしながら地方の経済状況は変わらず低迷し続けておりました、さらに26年度からの消費税率の引き上げによる個人消費の冷え込みということも懸念されておりました、地方経済に与える影響もあるといふふうにも思われますので、現在の助成基準を緩和して、よりまあ利用しやすい事業として継続できるようにしてはどうかというふうにも考えてるところでございます。

次に、周防大島町の空き家等の適正管理に関する条例が平成24年10月に制定されまして、平成25年4月1日から施行されましたが、この条例は今まで地域の皆さんが不適正な管理をしている空き家の所有者に対して要請をし、それでも改善されない場合には町で助言や指導を行い、最終的に氏名等を公表することができるというふうにするものであります。

本来空き家の管理につきましては、あくまでも所有者がすべきものでありまして、空き家の不適正な管理が原因で損害を仮に被ったというふうな場合には、訴えられるのは相手は私たち行政ではなくてその空き家の所有者となるわけございまして、空き家の解体に対して、すいませんそういうあれですね、空き家の所有者が相手からは非難を受け、また例えばそういう訴えるちゅうことになれば、これは相手は当然その所有者のことになるわけでございます。

空き家の解体に対して、町が解体費の一部を補助するというのも御提案いただきましたが、これはですね、本来の例えば皆さんが当然自己所有のその建物は適正に管理するというのが当然のことございまして、管理義務はあるわけですが、その本来の努力義務を行っているその所有者に対して、特定の方に対して公費を充てる、解体助成をする、公費を充てるということと、もう一つは適正に管理をしながら、例えば屋根が崩れそうになればそれを修繕し、例えば近隣に迷惑が掛からないようにするというような適正な管理を行っている所有者には、そういう補助金が受けられないということになるわけございまして、その整合性とか公平性の観点からどういふふうに整理をすべきなのかということが一つと、もう一つは例えばその解体に対して補助をするということになりまして、今全く想像が付きませんが、予想が付きませんが、例えば多数の案件に対して助成をしなければならぬということになったときの財源の問題等もあるわけでございます。

それと、もう1点私が懸念しておりますのは、例えば住宅も倉庫も皆その廃屋になれば非常に危険な状態になります。だから全てのその建物に対してそういうことをするのか、または住宅に対してだけするのか、例えば倉庫に対しても危険性が及ばないところで廃屋になるということも当然あります。



例えば、耕作しておりました樹園地の中にあった倉庫が解体するというような場面も当然出てくると思います。それは、例えば樹園地の中であれば近隣には迷惑はかからないかもわかりませんが、それを解体するときに助成をするのかとか、いろいろ助成については問題が起こるんじゃないかということが予想されまして、ちょっと難しい面があるなというふうにも考えたところでございます。

それで、この条例は先ほど今元議員さんのところでもいろいろ答弁させていただきましたが、まず今年の4月から施行された条例でございまして、先ほども皆さん方に、4月から現在までの状況について御報告をさせていただきましたが、そのように半年ぐらいの経過でございましてもう少し様子を見たらどうかなというふうにも思っているとございまして、先ほど今元議員さんから御指摘ありましたが、国の空き家問題に関連した法整備の動きが出るとのわけでございます。

そのようなことで両方合わせてみますと、当面はもう少し様子を見ていったらどうかなというふうにご考えてとございまして、この助成をするということについてはこちらが半年の経過時点と、もう一つは国の制度がどうこうなるかということを見極めた上でのことにしたいというふうにご思っているとございまして。

次の身近な環境整備の推進についてということで、広田議員さんの小規模事業の補助率引き上げ30%から50%、ちょうど町の河川整備推進のための維持費の増額についてという御質問でございました。

御存知のとおり、小規模施設整備事業につきましては、地域の環境の整備や改善、さらには産業の振興を目的とした事業であります。合併時に旧町ごとにいろいろな助成制度がありましたが、それをまとめて1つの形態に統一したものでございます。

この事業は、他の補助制度が適用されない事業を対象としておりまして、道路とか地域の共同利用施設、または環境整備等多岐にわたっております。この事業を活用していただくことによりまして、事業実施に係る経費の負担軽減も図られているのではないかと考えておりますし、また非常にそのハードルを低くしておりますので対象とする事業はたくさん出てくるようになっておると思っております。

昨年度の実績を申し上げますと、交付件数は134件、対象事業費は1,641万2,000円に對しまして補助金の交付額が839万3,000円で、補助率に換算いたしますと51.1%ということになっておりまして、全体では5割補助という形になっております。

これは、補助金の交付は経費の30%または原材料費の範囲内という規定の中で、提出される収支予算とか生産者の内容から双方比較いたしまして、自治会等の負担が寄り軽減される原材料費分を補助金として交付してる件数が結構多いのではないかとというふうにも考えておりますので、それで50%ということになってるんだろうと思います。

特に最近多くの申請があります地域内の防犯灯の設置におきましては、これ換算してみますと原材料支給が相当率としては高いので、換算した率とすれば68.4%ぐらいの補助率になっておるといふ状況でございます。

また運用基準におきましても、地区の集会施設の改修については当然事業費が大きくなります。それで、その事業費が500万円以上になるというような場合の補助率を50%にする、また集落内の生活道の災害復旧、災害と認められるような状況でそこを復旧すると、地区内道路ですね。そのときには3分の2の補助率にするとか、または対象事業とか事業費によってそれぞれ非常に配慮した基準を設けているというふうな思っているところでございます。

したがいまして、補助率の見直しにつきましては、地域に密着したこの制度が将来にわたって安定的に継続的に実施できるようにするためにも、当面は現在の基準を維持してまいりたいと考えているところでございます。同時に、対象となる事業につきましては、地域からの要望等を踏まえまして、今後ともできるだけ柔軟に対応してまいりたいというふうな思っております。

次に、町道とか町の河川整備推進のための維持費、これの増額をという御質問をいただいております。

まず、平成23年度が維持費を年度別に見てみますと、まず町道の維持管理費として平成23年度の工事費が9,666万円です。24年度が5,839万円です。25年度は6,100万円を今予定しているところでございます。これ今のが町道の維持管理費ですね。次に河川の維持管理費ですが、23年度が2,087万円、24年度が1,088万円、25年度が1,680万円を予定しているところでございます。

また、これとは別に広域農道の草刈りの賃金でございますが、23年度が1,226万円、24年度が1,231万円、25年度が1,456万円を予定しておると、これら全てほとんど（発言する者あり）ほとんどが維持管理と言われるものであるわけでございます。

さらにはですね、まだ各総合支所で実施をしております小規模な工事費というのもございます。これも23年度には2,400万円、24年度には2,900万円、25年度には、11月末現在ですが3,000万円ぐらいを予定しておるところでございます。

以上からもお分かりのように、工事費は年度によって金額に大きな差が出ております。これは工事費については補修の内容によって金額が大きく変わるため、だからその金額だけを上げて金額だけでその維持管理の内容を評価するという事は非常に難しいと考えられるわけでございます。

必要な箇所についてできる限り、必要な箇所が出ればできる限り補正予算の計上してでも対応していきたいというふうな思っておりますので、画一的にいくらいくらに上げると、予算額を上げるということではなくて、当然その定額の予算をつけておりましてそこでまた補修とか維持管

理が必要な箇所が出れば、それは補正で対応していきたいというふうに思っているところでございます。

現時点で、まず町内に町道が855路線、471キロございます。また、普通河川は100河川、これらの全てをですね、完璧な状態で維持管理をするということがもちろん大切なんです、非常に厳しいものがあるということも御理解をいただきたいと思えます。

そこで、地元の自治会などの御協力をいただきながら、適正な維持管理をすすめているというのが現状でございまして、当然道路も河川も公的なものでございますので、全て町がやれば一番いいんですが、今申し上げましたようにその膨大な路線数、膨大な延長、膨大な河川数があるわけでございますので、そこら辺は適宜どのような利用形態がされてるのかということを見ながら、維持管理を進めていきたいというふうに思えます。

今後とも、町道を実際に利用している地域の皆さんから御要望があれば、またそこら辺はできるだけ重点的に維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

福祉タクシーの助成制度の充実についての御質問をいただきました。

福祉タクシー助成事業につきましては、心身障害者または高齢者が通院等の外出のために町内のタクシーを利用する場合において、その利用料金の一部を助成することにより障害者等の外出を支援するとともに、社会参加の促進を目的としているところであります。

助成対象者は、身体障害者手帳1級から4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた心身障害者または80歳以上の高齢者となっております。

助成方法といたしましては、基本料金が無料になる福祉タクシー助成金を1会計年度当たり心身障害者には24枚、80歳以上の高齢者には12枚を交付し、タクシー利用時に料金から助成券分の基本料金を差し引いた金額を利用者が支払い、後日タクシー会社の請求により町が助成券分の基本料金をタクシー会社にお支払いを行うというものであります。

なお、平成24年度からは人工透析療法を受けておられる方に対しまして、特に通院に係る負担軽減を図るために年間48枚を交付することとし、助成の拡充を図ったところであります。

この福祉タクシーの助成券の利用状況でございますが、まず80歳以上の方について申し上げます。80歳以上でなおかつ心身障害者ではない方のことです。だから80歳以上の高齢だけという対象者ですが、平成22年度において助成券の交付者は1,181名です。そのうちの利用者が890名、そこで利用率は75%になるわけですが、そしてその助成券の交付枚数は1万4,172枚でありまして、使用枚数は7,402枚、だから使用率は52%ということになりまして、この助成した金額が427万円になっております。

また23年度は、助成券の交付者は1,215名、利用者は880名で利用率が72%、そしてその助成券を交付した枚数は1万4,580枚で、使用した枚数が7,282枚でありますので

使用の率は50%、ここにつきましては420万円助成しております。

また24年度は、同様に助成券交付者は1,184名、利用者は901名で利用率が76%、助成券交付枚数は1万4,208枚で、そのうち7,137枚が使用されております。これで使用率は50%、ここで411万円の支出が行われております。今のは高齢者の方のことです。

次に、心身障害者の方の使用状況でございますが、平成22年度において助成券の交付者は360名で、利用者はそのうちの247名が利用しておりますので、69%の方が利用してるといことになります。また助成券の交付枚数は8,640枚で、使用枚数は3,944枚で使用率は46%、ここでは227万円を助成しております。

平成23年度は、助成券交付者は354名、利用者はそのうちの257名で利用された率は73%、助成券の交付枚数は8,496枚、使用枚数は4,053枚で使用率は48%、金額にすると234万円余りであります。

平成24年年度は、人工透析療法を受けている方を除いた助成券交付者は309名、利用者は239名で利用率にすれば77%、助成券の交付枚数は7,416枚で、使用された枚数は3,837枚で使用された率は52%、221万円を助成をいたしております。

人工透析を受けておられる方の助成券の交付者は22名、利用者はそのうち16名で利用率は73%、助成券の交付枚数は1,056枚、使用枚数は407枚であります。使用率は39%で23万円余りの助成が行われております。

3カ年の平均でいいますと、80歳以上の高齢者の方の利用率は75%でございます。そして使用率は51%、心身障害者の方は利用率が73%、使用率は48%という状況になっております。福祉タクシーの利用につきましては、申請されたけれどもそのうちの約4分の1に近い方の利用がなく、交付枚数のうち約半数が使用されていないのが実情であります。

このような実情からいたしますと、今後の使用状況等の推移をもう少し見守っていき、そこで今の枚数を増額するとかいう話についても、その状況をもう少し推移を見守っていきたいというふうに考えているところでございます。

在宅介護見舞金制度の復活を求めるとい御質問をいただいております。この件につきましては、平成25年の3月にも同様の質問をいただいております。

介護見舞金制度は、平成12年度の介護保険制度の創設までは寝たきり老人及び痴呆性老人等の介護者に対して見舞金を支給するものとして、県の補助事業により実施をしてきたものであります。介護保険制度の導入によりまして補助制度は廃止され、平成13年度から要介護4または5に相当する町民税非課税世帯の在宅の高齢者で、1年間介護保険サービスを利用していない方の介護者に年10万円を支給する家族介護慰労金支給事業として、介護保険の包括的支援事業に再編されたところであります。

介護保険制度が導入された経緯、意義といたしましては、高齢化の進展に伴いまして要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大が見込まれ、一方核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してまいりました。

このため、従来実施してきた老人福祉、老人医療制度による対応での限界を考慮し、高齢者の自立を支援することを理念とする自立支援、利用者の選択により多様な保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる利用者本位の制度、給付と負担の関係が明確な社会保障方式、この3つを基本理念として高齢者を社会全体で支え合う仕組み、すなわち介護保険制度が創設されました。

また在宅での要介護者の高齢者介護につきましては、非常に厳しいものがございます。このため、町では介護見舞金制度のほかに在宅での要介護をされている家族の身体的精神的経済的負担の軽減を図るために、介護保険制度の枠内では介護用品支給事業を実施しております。

この事業は、住民税非課税世帯に属する要介護4または5の在宅高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ、尿とりパッド、おむつカバー、使い捨て手袋などを購入する際に引きかえることができる給付金を年間7万5,000円、年4回に分けて交付をしておるところであります。

また一般会計での高齢者福祉においては、同じく在宅の介護で要介護2以上の方で、介護用品支給事業に該当しない方などに1人1カ月につきまして、3,000円を限度として紙おむつの購入に助成をはかる紙おむつ助成事業なども実施をしており、ある程度の在宅での介護の家族の方の負担軽減に役立っているのではないかと考えております。

議員さん御指摘の、現在の家族介護慰労金支給事業ではほとんど利用できない、合併前の在宅介護見舞金制度の復活を求めるとのことですが、現在の高齢者介護は、先ほど申しましたように社会全体で支え合うということを基本理念としておりますこと、介護保険制度の給付と負担という社会保険制度にかんがみ、また家族での要介護者の介護は非常に厳しいものがありますが、介護用品支給事業、紙おむつ助成事業などを活用していただき、介護保険制度の枠の中での基準を伴った現状の介護保険の補助制度によりまして、介護を慰労したいと考えてるところでございます。

消費税いきますかね、消費税が好きかどうかということは別といたしまして、日本の社会保障制度は戦後の経済成長に支えられて、その基本的な枠組みも既に半世紀前に整備されたものであります。

そして、大きく変化した今日の社会経済情勢では、到底この社会保障制度を支えることができない状況にあることはもう誰もが承知をしているところであります。全体として、給付に見合う負担を確保できていない今日、その機能を維持し制度を持続可能なものとして確保する改革が必

要となりまして、昨年の2月に社会保障税一体改革大綱が閣議決定をされ、これまでこれらの関連法案等の整備がなされてきたところであります。

社会保障税一体改革大綱では、子ども子育て支援を初め医療、介護、年金雇用対策、障害者施策等の各分野での充実強化を目指す一方、社会保障の安定財源として財政健全化のための税制抜本改革へ取り組むこととし、国民全てが受益者となり得る社会保障を支える経費は、幅広い国民が負担をする消費税の税率引き上げによる安定財源の確保が前提であるというふうに特筆をされております。

そして、平成24年8月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律が成立いたしまして、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化対策への使途を明確化するとともに、平成26年4月から地方税法、地方消費税を含む消費税率8%、平成27年10月1日から10%に引き上げることとなった次第であります。

社会保障は地方自治体を通じて国民に提供され、地方自治体の役割も大きく、国と地方自治体が一体となって取り組むべきものではありませんが、基本的には安定財源の確保も含め、社会保障の制度構築は国の責務において行われるものであると考えておりまして、これまで申し上げました経過からも御理解がいただけるものと思っております。

また、地方公共団体の権限に基づく公共料金等の改定につきましても、地方自治法第245条の4に基づく総務省からの通知を受け、適切に対処すべきと考えております。

消費税率の引き上げは、住民生活にとって少なからず影響があると考えますが、周防大島町といたしましては社会保障制度改革を注視し、的確にこれに取り組みより確実に充実した行政サービスを提供することによって、住民の安心の確保を努めていくべきであると考えております。

次に、町財政への影響と対応であります。現在平成26年度当初予算を編成中でありまして、この段階で影響額等を把握することは非常に困難ということになります。平成25年度の予算を基準にその影響額を試算いたしますと、このたびの条例改正等による影響額、つまり住民に直接影響すると考えられるものにつきましては、一般会計に係るものにおいて約500万円公営企業会計を除く特別会計に係るものにおいては約1,500万円と試算をいたしております。

またこれにかかわるもので歳出になりますが、歳出では一般会計において約1億円、公営企業会計を除く特別会計では約2,000万円という試算をしておりまして、町への財政不安としてはこれらに充当する一般財源の影響といたしましては、約4,000万円と試算をしてるところでございます。

こうした状況は、現在の財政環境をより厳しくするものではありませんが、これらの対応は合併以来重要な課題として取り組んでまいりました財政の健全化と同様に捉え、これまで以上に厳格

な行財政の改革に取り組むとともに、適切な財政運営をもって確実な行政運営に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの消費税引き上げによる町民、町財政への影響と対応についての公営企業局の病院、老健につきましてお答えいたします。

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられることによる影響についてでございますが、まず収入に関しましては診療報酬収入、介護報酬収入が非課税でございますので影響はございません。

しかし、病院につきましては特別室等使用料などには影響がございます。主な内訳としましては、特別室等を御利用された場合は最大で1日150円、1カ月で4,650円の御負担増となります。そのほかに、テレビ使用料で1日3円、1カ月で93円、病衣利用料が1日1円、1カ月で31円の御負担の増加となります。老人保健施設につきましては、私物電気料が1日1円、1カ月で31円、理髪料が1回60円の御負担増となります。

平成24年度の決算状況から推測しますと、収入につきましては約350万円、費用につきましては材料費に約2,500万円、経費に約1,700万円で約4,200万円、資本的の建設改良費等が3,800万円の増加が予測され、大変厳しい状況が見込まれます。

対応につきましては、診療報酬収入、介護報酬収入が非課税でございますので、消費税率の引き上げに伴いまして費用が増加しましても収入には影響が少ないため、消費税の引き上げに伴う対応は大変困難となっております。

しかしながら、町民の皆さんの健康を守るよう職員一丸となり、3病院、2老人保健施設、大島看護専門学校、訪問看護ステーション、4居宅支援事業所を堅持していけるよう努めていきたいと思っております。

以上でございます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 町長も町職員として長かったんで覚えておられるというふうに思いますが、基幹税ということで言われます。基幹税、いわゆる導入時にどういう言い方をしたかといいますと、小さく産んで大きく育てよということを言ったのが消費税導入の時期でした。多分覚えておられると思います。実際的に、3%を導入してさっき言われたように10%まで引き上げる。

私は、消費税についてはやっぱり異常な部分がある、それは最大の不公平税制と位置づけちゃうわけです。それで私たちは基本的には、最近政府のほうも若干見直せという号令が出よるかもわ

かりませんが、やっぱり内部留保の活用、例えば1%で2兆8,000万円ぐらい、7,000万円ぐらいあります。そういった活用をなささいという提起をしますが、今安倍内閣のもとでそれをしようとはしておりません。

ただ、景気がよくなれば経済的にはトリプルダウン、いわゆる大きな会社が利益を得れば家庭までふえていくという考え方で、そういった考え方があるそうですが、それは全くこの間企業の内部留保の累積と、そして実際的なおかれた労働者の賃金全くバランスがとれてないんで、企業栄えて働く人は非常に厳しい状況は続いた。これが15年間ですよ。

そして、まさにそれに追い打ちをかけるように公務員賃金の引き下げです。これがいわゆる、果たして消費税を上げることによって実際に景気は上向くかといったら全くそうはならないということを前提に、一応あと15分です。ですからその間でやっときたいと思いますが、さっき椎木町長のほうは介護保険に対する答弁の中で全く、国が言うとおりの答弁がされました。

実際それでは、もうちょっと早うやらんといけないのが、今介護保険制度というのは実は破綻させよう、いわゆる介護保険料があって利用ができないような状況が発生しようというのが今度の閣議決定、皆さん方の好きな税と社会保障の一体改革の中身です。先ほどから何回か答弁があったし、そして岡村副町長も初日にかなり消費税のところで繰り返しました。

それで、実際的に何ですかという、例えば介護保険の変質をまずさせよと。いわゆる地方自治体に覆いかぶせるという作業がある。今まで国が責任を持っておった内容が、地方自治体にかぶせようとする。

それともう一つは、特別養護老人ホーム等が実際的には今入っておる方は少なくとも3、要介護3以上、今入っておる方はそのままおれますが、将来入れる人は要介護3以上ですよという介護保険の変更をしようとしよるんです。こういうことになれば、本当に皆さん実際的に介護保険料があって利用できないものになる。これがさっき読み上げた町長の答弁との実態の矛盾なんです。ここをやっぱり深刻に受けとめていただきたいというのが今回大事な点だというふうを考えております。

その点で、町長がつかんでいる実際的ないわゆる税と社会保障の一体改革、それが果たして国民町民のものになると本当に考えとるのかどうなのか、本音の答弁をまず求めておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほど答弁したとことと余り変わらないと思いますが、要するに今の日本の社会保障制度が、先ほど申しあげましたように制度疲労が起こってるということについては、誰もが皆さん方承知してるところであります。



このままで、充実した社会保障制度となるのは非常に無理があると、きておるのは皆さんが御存じのとおりでございまして、そこで起こったのがこの社会保障をきちんと充実したものにするためには、社会保障と税の一体改革が必要であるということで、今回の改革がなされたというふうに考えております。

消費税をそれに充てるということも、その1つ大きな柱でございまして、先ほどお話がありました小さく産んで大きく育てるかどかは別といたしまして、消費税は非常に広く国民に負担をしていただくということからすると、それを今度はこの社会保障に重点的に充てるということでございまして、それも一つのこの社会保障制度の充実のためにはいたし方ないのかなというふうに思っているところでございます。

先ほどお話がありました企業の内部留保のお話がありました。景気がよくなれば大企業の内部留保が増大して、そしてそれから循環して家庭の懐がよくなるということにはならないんだという御指摘でございました。

労働者の賃金に向いてくるまでには、相当時間的なタイムラグがあるんじゃないかと思いますが、しかしながらその企業の内部留保を活用するというお話がありました。一時的な話でなければその内部留保がずっと継続、永遠的にあるというものでは当然ないわけではございまして、そういたしますとこの日本の社会保障制度をきちんと守るためには、今回のこの社会保障税一体改革をもって充実拡充、そして継続的な運営ができるようにしなければならないというのは理解を示さなければならぬと思っているところでございます。

介護保険料があって利用できない制度になるのではないかとというふうな御指摘がありました。介護保険制度自体も少しずつではあります。一番初め創設された平成12年度からすれば随分あらゆる改革がなされてきておると思っています。制度改革はですね。

制度も随分変わってきております。これらにつきましては、今御指摘がありました介護保険料はあるけれども利用できないような制度になるのではないかとということが起こらないようなための改革であろうというふうに理解しているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 全体的にですね、ちょっと答弁どうかなという点だけ指摘しておきます。いいのですが、私は行政長は確かにいろんな困難があると思います。それで、実際に矛盾を体現する立場だというふうに私自身は考えております。

そういう中で実際に考えてほしいのが、一つ一つをやっぱりきちっと正確に見るということが大事ではないかという提起をしときたいというふうに思います。例えば、税と社会保障の一体改革の中で、ほいじゃ今回の消費税の2%の引き上げ、これが例えば介護保険や、2%よね、3%か3%。これが実際に回らなくなるようなシステムも官僚の皆さん方がつくっておるとい

はどこかで言えば、いわゆる大型公共投資に使えるようになっちょるんですよ。

私たちとは無縁の大型公共投資にその財源を充てることができる、そういう官僚の皆さん方の文章になっとれば何ぼ地方が言うても回ってこないというのが実態です。それもやっぱり正直に見ておってほしい。

だからこそ、介護保険制度そのものを国の運営、いわゆる介護保険料を含めての実際的な運用、これを地方自治体に任せますよと。ほいで選択、それも地方自治体に任せますよというのが明らかになっちょるんで、それはそれで事実をきちっと見ちょっていただきたいというふうに思います。

もう一つは、先ほど総括的にありましたが、いわゆる町の財政当局から出された資料のもとに実際的には町長が答弁された消費税、一般会計、そして特別会計、そして公営企業会計ということでそれぞれ出されましたが、その点で実際に触れてるのかどうかだけでちょっと答弁しちよってほしいんですが財政のほうで、先ほど言いましたように入りの分で一般会計で、この間言うたいわゆる基準財政需要額が実際的にはふえる要素、それと実際的にはそのことによって交付税が減る額、減るといったらおかしいんですが実際的には収入額と支出額があって、早う言ったら入りかふえたら交付税は減るような格好になっております。簡単に言うとですね。じゃけ、それを含んだ答弁なのかどうなのかも財政当局のほうに答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 中村財政課長。

○財政課長（中村 満男君） 基準財政需要額、収入額等に先ほどの影響額というものを考慮しておるかということでございますけれども、当然需要額につきましても、消費税上がればその算定においては単位費用等で影響させてこられると思いますけれども、概算要求の話でいきますと総額的には交付税も1.4%程度落とすであろうというふうな話もございますので、そうすると需要額のほうにそれを算定すると矛盾があるかなというところで、そこは需要額のほうでは考慮しておりません。

ただ、収入額につきましては必ず消費税、交付金が75%程度は見込まれますので、そこは考慮しております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的に私たち地方議員の仕事、これは国の悪政を地方の段階でどう食いとめるのかというのも大きなテーマです。とりわけいつも言いよるような国保の矛盾、そして今後より大きくなるであろう介護保険の矛盾、そして町財政そのものへの矛盾、そしてまた公営企業局でいえば実際的ないわゆる地方自治体が運営する公立病院が全国的にかなり厳しくなっちょるというのは、もう私たちもひしひし感じております。

ぜひですね、本当に国の政治がどう動いていってですね、ほいで実際的に自分たちの置かれち

よるポストポストがどう係わってくるのか、本格的にやっぱり調査研修をしていただきたいというふうなことを申し述べまして、今一般質問終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 以上で、広田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

---

○議長（久保 雅己君） 本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は明日12月18日水曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（西村 利雄君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時53分散会

---